

資料 2

2021 年 2 月 10 日

日本原燃株式会社

事業変更許可等と保安規定の記載整理表について

標記の件、各事業で以下の通り整理した。

- | | | |
|------|-------------------------------------------|-----|
| 添付 1 | 再処理事業所 再処理施設保安規定
事業指定と保安規定の記載整理表 | 2／9 |
| 添付 2 | 再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定
事業許可と保安規定の記載整理表 | 4／9 |
| 添付 3 | 濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定
事業変更許可と保安規定の記載整理表 | 6／9 |
| 添付 4 | 濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設保安規定
事業変更許可と保安規定の記載整理表 | 8／9 |

**再処理事業所　再処理施設保安規定
事業指定と保安規定の記載整理表**

2021 年 2 月 10 日
日本原燃株式会社

再処理事業所 再処理施設保安規定

事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
第7章 放射線管理			
(線量の評価及び通知) 第98条 (略) 2 (略) 3 放射線業務係長は、放射線業務従事者の線量を別表44に基づいて評価し、別表45に定める線量限度を超えていないことを確認する。 ただし、請負事業者等に所属する放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表45に定める線量限度を超えていないことを確認する。 4、5、6 (略)	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並に再処理の方法 A. 再処理施設の位置、構造及び設備 チ. 放射線管理施設の設備 (1) 屋内管理用の主要な設備の種類 (iv) 個人管理用設備 放射線業務従事者等の線量評価のため、個人線量計及びホールボディカウンタを備える。 [ページ 312]</p> <p>七、再処理施設における放射線の管理に関する事項 イ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (5) 個人被ばく管理 放射線業務従事者の個人被ばく管理は、外部被ばくに係る線量当量の測定及び体外線量測定等により、線量の評価を行つとともに、定期的及び必要に応じて健診検査を実施し、身体的状態を把握することによって行う。 また、放射線業務従事者以外の者で管理区域に一時的に立ち入る者については、外部被ばくに係る線量当量の測定により管理する。 [ページ 506]</p>	<p>(添付書類六) 8. 放射線管理施設 8.1 調査基準対象の施設 8.1.4 系統構成及び主要設備 8.1.4.5 個人管理用設備 放射線業務従事者等の線量管理のため、外部被ばくに係る線量当量を測定する個人線量計と、内部被ばくによる線量を評価するためのホールボディカウンタを備える。 [ページ 6-8-14]</p> <p>(添付書類七) 2. 再処理施設の放射線管理 2.4 個人被ばく管理 (2) 放射線業務従事者の線量限度 放射線業務従事者の線量は、「線量告示」(第五条及び第七条)に定められた線量限度を超えないようにする。 (3) 線量の管理 放射線業務従事者の線量が、線量限度を超えないよう以下のように管理する。 a. 外部被ばくに係る線量当量の測定 外部被ばくに係る線量当量の測定は、次のように行う。 (a) 放射線業務従事者は、管理区域において、個人線量計を着用させ、外部被ばくに係る線量当量の積算値を日ごと並びに定期的に測定する。 また、見学者等一時的に立ち入る者には、個人線量計により、その都度外部被ばくに係る線量当量の測定を行う。 (b) 特殊な作業に従事する者に対しては、その作業に応じて適切な測定器、例えば中性子線源取扱いの作業に関しては中性子線用の個人線量計を着用させ、線量当量の測定を行う。 [ページ 7-2-17]</p>	左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と一致しない。 (外部被ばくに係る線量の評価には、調査により管理するガラスパッジ等(受動型線量計)の個人線量計を使用)

別表45 放射線業務従事者に係る線量限度（第98条関係）

実効線量限度	等価線量限度		
	眼の水晶体	皮膚	妊娠中である女子の腹部表面
1. 100mSv／5年 ^{*1}			
2. 50mSv／年 ^{*2}			
3. 女子 ^{*3} ：上記1. 及び2. に定めるほか、5mSv／3ヶ月 ^{*4}	1. 100mSv／5年 ^{*1} 2. 50mSv／年 ^{*2}	500mSv／年 ^{*2}	本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき2mSv
4. 妊娠中である女子：上記1. 及び2. に定めるほか、本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて1mSv			

* 1：平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間

* 2：4月1日を始期とする1年間

* 3：妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を各職位に書面で申し出た者並びに表中4. に該当する者を除く

* 4：4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間

**再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定
事業許可と保安規定の記載整理表**

2021年2月10日
日本原燃株式会社

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定

事業許可と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所	事業許可（本文）	事業許可（添付書類）	説明										
第6章 放射線管理 (線量の評価及び通知) 第38条 (略) 2 (略) 3 放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を別表13に基づいて評価し、別表14に定める線量限度を超えていないことを確認する。 ただし、請負事業者等に所属する放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表14に定める線量限度を超えていないことを確認する。 4、5、6 (略)	四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 ヘ. 放射線管理施設の設備 (1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類 (iv) 個人管理用設備 放射線業務従事者等の線量評価のため、個人線量計及びホールボディカウンタを備える。 〔ページ52〕	(添付書類五) 6. 放射線管理施設 6.2 放射線管理設備 6.2.4 主要設備 (4) 個人管理用設備 放射線業務従事者等の線量管理のため、外部被ばくによる線量当量を測定する個人線量計を備える。 また、放射性生物質の体内摂取のおそれがある場合は、ホールボディカウンタにより測定、評価する。 〔ページ 5-6-8〕	左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と一致しない。 (外部被ばくに係る線量の評価には、調査により管理するガラスパッジ等（受動型線量計）の個人線量計を使用)										
別表14 放射線業務従事者に係る線量限度（第38条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実効線量限度</th> <th colspan="3">等価線量限度</th> </tr> <tr> <th>眼の水晶体</th> <th>皮膚</th> <th>妊娠中である女子の腹部表面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 100 mSv／5年^{*1} 2. 50mSv／年^{*2} 3. 女子^{*3}：上記1.及び2.に定めるほか、5mSv／3月^{*4} 4. 妊娠中である女子：上記1.及び2.に定めるほか、本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき2 mSv</td> <td>1. 100 mSv／5年^{*1} 2. 50mSv／年^{*2}</td> <td>500mSv／年^{*2}</td> <td>本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき2 mSv</td> </tr> </tbody> </table>	実効線量限度	等価線量限度			眼の水晶体	皮膚	妊娠中である女子の腹部表面	1. 100 mSv／5年 ^{*1} 2. 50mSv／年 ^{*2} 3. 女子 ^{*3} ：上記1.及び2.に定めるほか、5mSv／3月 ^{*4} 4. 妊娠中である女子：上記1.及び2.に定めるほか、本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき2 mSv	1. 100 mSv／5年 ^{*1} 2. 50mSv／年 ^{*2}	500mSv／年 ^{*2}	本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき2 mSv	(添付書類六) 2. 施設の放射線管理 2.4 個人被ばく管理 (2) 放射線業務従事者の線量限度 放射線業務従事者の線量は、「線量告示」（第5条及び第7条）に定められた線量限度を超えないようにする。 (3) 線量の管理 放射線業務従事者の線量が、線量限度を超えないように以下の管理を行う。 a. 外部被ばくに係る線量当量の測定 (a) 放射線業務従事者には、管理区域において、個人線量計を着用させ、外部被ばくに係る線量当量の積算値を日ごと及び定期的に測定する。 また、見学者等一時的に立ち入る者には、個人線量計により、その都度外被ばくに係る線量当量の測定を行う。 (b) 特殊な作業に従事する者に対しては、その作業に応じて適切な個人線量計を着用させ、線量当量の測定を行う。 〔ページ 6-2-14〕	
実効線量限度		等価線量限度											
	眼の水晶体	皮膚	妊娠中である女子の腹部表面										
1. 100 mSv／5年 ^{*1} 2. 50mSv／年 ^{*2} 3. 女子 ^{*3} ：上記1.及び2.に定めるほか、5mSv／3月 ^{*4} 4. 妊娠中である女子：上記1.及び2.に定めるほか、本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき2 mSv	1. 100 mSv／5年 ^{*1} 2. 50mSv／年 ^{*2}	500mSv／年 ^{*2}	本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき2 mSv										

* 1 : 平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間

* 2 : 4月1日を始期とする1年間

* 3 : 妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を各職位に書面で申し出た者並びに表中4に該当する者を除く

* 4 : 4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定
事業変更許可と保安規定の記載整理表

2021年2月10日
日本原燃株式会社

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
第8章 放射線管理			
<p>(線量の評価及び通知)</p> <p>第61条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 放射線業務從事者の線量を別表23に基づいて評価し、別表24に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>ただし、請負事業者等の放射線業務從事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告せ、別表24に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>なお、一時立入者については、個人線量計により外部被ばくによる線量当量を測定し、線量を評価する。</p> <p>4、5、6（略）</p>	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備 ル 放射線管理施設の構造及び設備</p> <p>（イ）屋内管理用の主要な設備の種類 （3）個人管理用測定設備</p> <p>従事者及び一時立入者の個人被ばく管理のため、外部被ばくによる線量当量を測定する個人線量計と内部被ばくによる線量を評価するための機器を備える。</p> <p>〔ページ 別-66〕</p> <p>一、加工施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>（ハ）個人被ばく管理</p> <p>従事者の個人被ばく管理は、外部被ばくによる線量当量の測定、作業環境の空気中の放射性物質濃度の測定等により、線量の評価を行うとともに、定期的及び必要に応じて健康診断を実施し、身体的状態を把握することによって行つ。</p> <p>なお、一時立入者については、外部被ばくによる測定等により管理する。</p> <p>〔ページ 別-123〕</p>	<p>（添付書類五）</p> <p>ヘ その他の安全設備</p> <p>（ア）放射線管理に対する考慮</p> <p>（1）放射線管理施設</p> <p>また、従事者及び一時立入者の外部被ばくに係る線量当量を測定する個人線量計及び内部被ばくによる線量の評価に用いる放射能測定装置を備える設備とする。</p> <p>〔ページ 5-95〕</p> <p>（添付書類六）</p> <p>□ 従事者の個人被ばく管理</p> <p>（口）従事者の線量限度</p> <p>従事者の線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号）」（以下「線量告示」という。）に定められた線量限度を超えないようにする。</p> <p>〔ページ 6-1〕</p> <p>（添付書類六）</p> <p>□ 従事者の個人被ばく管理</p> <p>（ハ）線量の管理</p> <p>（1）外部被ばくによる線量の管理</p> <p>① 従事者には、管理区域内において個人線量計を着用させ、外部被ばくによる線量当量を測定し、定期的に線量を評価することにより行う。</p> <p>なお、一時立入者に関しては、個人線量計により外部被ばくによる線量当量を測定し、線量を評価する。</p> <p>〔ページ 6-1〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と離脱はない。</p>

別表24 放射線業務從事者に係る線量限度（第61条関係）

実効線量限度	等 価 線 量 限 度		
	眼の水晶体	皮 膚	妊娠中である女子の腹部表面
1. 100mSv/5年 ¹			
2. 50mSv/年 ²			
3. 女子 ³ ：上記1. 及び2. に定めるほか、 5mSv/3月 ⁴	1. 100mSv/5年 ¹	500mSv/年 ²	本人の申出等により各課長が妊娠の事実 を知ったときから出産するまでの間ににつき 2mSv
4. 妊娠中である女子：上記1. 及び2. に定める ほか、本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知 ったときから出産するまでの間に、内部被ばくにつ いて1mSv	2. 50mSv/年 ²		

* 1：平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間

* 2：4月1日を始點とする1年間

* 3：妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を各課長に書面で申し出た者並びに表中4. に該当する者を除く。

* 4：4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始點とする各3月間

**濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設保安規定
事業変更許可と保安規定の記載整理表**

2021 年 2 月 10 日
日本原燃株式会社

濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設保安規定
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明										
第8章 放射線管理 (線量の評価及び通知) 第43条 (略) 2 (略) 3 放射線業務従事者の線量を別表13に基づいて評価し、別表13の2に定める線量限度を超えていないことを確認する。 ただし、請負事業者等の放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表13の2に定める線量限度を超えていないことを確認する。 4、5、6 (略) 別表13の2 放射線業務従事者に係る線量限度（第47条関係） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実効線量限度</th> <th colspan="3">等 価 線 量 限 度</th> </tr> <tr> <th>眼の水晶体</th> <th>皮 膚</th> <th>妊娠中である女子の腹部表面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 100mSv/5年^{*1} 2. 50mSv/年^{*2} 3. 女子^{*3}：上記1. 及び2. に定めるほか、 5mSv/3月^{*4} 4. 妊娠中である女子：上記1. 及び2. に定める ほか、本人の申出等により各課長が妊娠の事実 を知ったときから出産するまでの間につき 2mSv</td> <td style="text-align: center;"><u>1. 100mSv/5年^{*1}</u> <u>2. 50mSv/年^{*2}</u></td> <td style="text-align: center;">500mSv/年^{*2}</td> <td>本人の申出等により各課長が妊娠の事実 を知ったときから出産するまでの間ににつき 2mSv</td> </tr> </tbody> </table>	実効線量限度	等 価 線 量 限 度			眼の水晶体	皮 膚	妊娠中である女子の腹部表面	1. 100mSv/5年 ^{*1} 2. 50mSv/年 ^{*2} 3. 女子 ^{*3} ：上記1. 及び2. に定めるほか、 5mSv/3月 ^{*4} 4. 妊娠中である女子：上記1. 及び2. に定める ほか、本人の申出等により各課長が妊娠の事実 を知ったときから出産するまでの間につき 2mSv	<u>1. 100mSv/5年^{*1}</u> <u>2. 50mSv/年^{*2}</u>	500mSv/年 ^{*2}	本人の申出等により各課長が妊娠の事実 を知ったときから出産するまでの間ににつき 2mSv	<p>△ 放射線管理施設の設備 放射線管理施設（1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設）は、「原子炉等規制法」等の関係法令の共有を満足し、「基本的考え方」に適合するものとする。 〔ページ 9〕</p> <p>(添付書類五) □ 安全認証 (2) 放射線防護等に関する安全認証 (ii) 管理区域内の管理 b. 管理区域においては、放射線業務従事者等の作業環境を管理するため、外泊放射線による線量当量率等の測定ができるよう設計する。また、放射線業務従事者等が受けける線量当量を管理するために必要な測定機を備える。 〔ページ 5-6〕</p> <p>(添付書類六) イ 放射線管理 (2) 廃棄物埋設施設の放射線管理 (v) 個人の線量当量管理 本施設の管理区域内に立ち入る放射線業務従事者の受けける線量当量を測定し、「線量当量告示」に基づく線量当量限度を超えないよう管理する。各種作業においては、放射線業務従事者等が不必要的放射線を受けないよう管理区域への出入管理、作業方法の確立等の放射線防護対策に細心の注意を払うこととする。 〔ページ 6-2〕</p>	左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と一致しない。
実効線量限度		等 価 線 量 限 度											
	眼の水晶体	皮 膚	妊娠中である女子の腹部表面										
1. 100mSv/5年 ^{*1} 2. 50mSv/年 ^{*2} 3. 女子 ^{*3} ：上記1. 及び2. に定めるほか、 5mSv/3月 ^{*4} 4. 妊娠中である女子：上記1. 及び2. に定める ほか、本人の申出等により各課長が妊娠の事実 を知ったときから出産するまでの間につき 2mSv	<u>1. 100mSv/5年^{*1}</u> <u>2. 50mSv/年^{*2}</u>	500mSv/年 ^{*2}	本人の申出等により各課長が妊娠の事実 を知ったときから出産するまでの間ににつき 2mSv										

* 1 : 平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間

* 2 : 4月1日を始期とする1年間

* 3 : 妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を各課長に書面で申し出た者並びに表中4. に該当するものを除く。

* 4 : 4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間